

千葉市の「構造改革特区」の提案について

平成15(2003)年1月15日

本市は、平成15年1月15日付で、「構造改革特区」第2次提案募集に係る提案書を内閣官房構造改革推進室へ提出しました。

1. 提案の基本的考え方

本市は、首都機能の一翼を担う業務核都市として、また首都機能の分散型ネットワーク構造を支える広域連携拠点として発展したところです。

しかし、近年の長引く景気の低迷等により、業務機能の集積が十分に進まず、都心部の空洞化対策が急務となっています。

一方、臨海部においては、大規模な遊休地の発生とその都市的な土地利用転換による拠点市街地の形成が必要となっています。

このような重要政策課題の解決のためには、種々の規制緩和を通じた民間活力の導入が必要であります。そして、本市が都市としての多様性・中心性を発揮するとともに、バランスのとれた都市構造の実現を図り、地域経済の活性化と市民生活の向上を目指すため、今回の構造改革特区の提案を行うものです。

2. 提案内容

提案名称	「環境リサイクル・スポーツ特区」 ～新たな都市拠点の創造～	「中心市街地活性化特区」 ～都心の賑わいと魅力の復活～
区 域	「蘇我特定地区整備計画」 に定められた地域(約227ha)	「千葉市中心市街地活性化基本計画」 に定められた区域(約150ha)
目 的	<ul style="list-style-type: none">・エコロジープークや球技場の有効利用・環境・リサイクル産業を地域産業の再生の核に・スポーツを起爆剤とする賑わいと魅力の創出	<ul style="list-style-type: none">・中心市街地の空洞化対策・「シャッター通り」化の防止, 解消・政令指定都市の中心部にふさわしい賑わいと魅力の復活
規制緩和 要望項目	<ul style="list-style-type: none">・電気の特設供給における場所的規制(余剰エネルギー発電の供給場所の規制緩和)・工業専用地域でのリサイクル施設建設に関する都市計画審議会における位置の許可の適用除外・産業用搬送車両の運行規制の緩和(幅, 高さ, 長さ, 重量等)・国立大学教員等の時間内兼業の緩和・無線LAN等の周波数帯域の拡大・関税法の保税地域の指定要件の緩和(国際試合開催時に球技場内で消費する相手国産酒類の保税措置)	<ul style="list-style-type: none">・空き店舗を用途変更して再利用する・屋外でのイベント開催時における仮設建築物の設置手続き緩和・業務核都市制度における中核的施設の要件緩和・土地開発公社保有地の民間事業者への賃貸等制限緩和・国立大学教員等の時間内兼業の緩和